

令和4年2月会議
第20回綾瀬市農業委員会総会議事録

(閱 覧 用)

綾 瀬 市 農 業 委 員 会

開 催 年 月 日 令和4年2月28日

開 催 の 場 所 全員協議会室

出 席 委 員

議席番号1番	森 山 謙 治	議席番号8番	比留川 晴 雄
議席番号2番	比留川 スミ江	議席番号9番	鈴 木 洋 一
議席番号5番	見 上 智	議席番号10番	栗 原 良 晴
議席番号6番	多 田 平 雄	議席番号11番	橘 川 利 一
議席番号7番	山 崎 弘 子	議席番号12番	加 藤 栄 三
		議席番号13番	新 倉 賢 一
		議席番号14番	古 塩 貞 夫

欠 席 委 員

議席番号3番 笠 間 保 一
議席番号4番 細 谷 則 子

出 席 推 進 委 員

第1地区担当	高 橋 重 雄	第3地区担当	志 澤 輝 彦
第2地区担当	内 藤 昭 宏		

傍 聴 人 0 名

提 出 し た 議 案

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請事案
議案第4号 農用地利用集積計画決定事案
議案第5号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案
報告第2号 専決処分等について

議決事件及賛否の数 別紙記載のとおり

議 事 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

採 決 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事 務 局 長	岩 見 照 人
次 長	早 川 純
総 括 副 主 幹	田 中 誠
主 査	高 田 佑 也
主 事 補	鈴 木 美 咲

9時29分 開 会

○議長（古塩 貞夫君）皆さん、おはようございます。（会長挨拶）

○事務局（早川次長）それでは、事務局より議案書の訂正につきまして発言をさせていただきます。総会議案書の16ページをお開き願います。申請地のうち■■■■が他の申請地と同様に■■■■と記載しておりますが、正しくは■■■■の誤りでした。お詫びして訂正させていただきます。

○議長（古塩 貞夫君）それでは、ただ今より第20回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。本日、3番 笠間委員、4番 細谷委員、5番 見上委員におかれましては、所用のため、欠席の報告をいただいております。したがって、現在の委員数は11名、推進委員は3名でございます。定足数であります在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

日程3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。本日は、6番 多田委員、7番 山崎委員のご両名をお願い申し上げます。

日程4、会務の報告をいたします。事務局より報告を願います。

○事務局（田中総括副主幹）それでは、皆様のお手元に配布してございます諸般の状況報告及び今後の予定事件名の一覧をご覧いただきたいと存じます。既に実施されております1月25日から本日までにつきましては、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。今後の予定について申し上げます。3月18日 審議案件現地調査、市内一円におきまして、第4班の委員が出席される予定でございます。同日 第21回農業委員会 総会議案打合せ、農業委員会事務局におきまして、会長、職務代理が出席される予定でございます。28日 第21回農業委員会 総会、議会棟全員協議会室におきまして、委員全員が出席される予定でございます。

続きまして、会議の集計でございます。総会議案書の3ページをご覧ください。当日総会分を申し上げます。法第5条許可申請1件 1,369㎡、農用地利用集積計画決定7件 12,183㎡、引き続き農業経営を行っている旨の証明3件 16,216㎡、法第3条届出1件 892㎡、法第4条届出1件 124㎡、農地法適用除外処分1件 2.25㎡、合計14件 30,786.25㎡でございます。なお、右側の欄に今年の案件累計を記載してございますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の報告が終わりました。ただ今より日程5、議事日程に入り

ます。本日の議事日程につきましては、農地法第5条の規定による許可申請事案をはじめ、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。また、会議の進行に当たりましても、特段のご協力を賜りますよう、併せてお願いいたします。

それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号1番を議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書4ページ、5ページをご覧ください。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号1番でございます。申請人は記載のとおりです。申請地は[REDACTED]外2筆、地目畑、地積合計1,369㎡でございます。転用目的は駐車場、転用理由は本社移転に伴う駐車場確保のためとのことでございます。場所につきましては、5ページの案内図をご参照願います。また、別冊資料1で申請図面等を配布してございますので、併せてご参照願います。この転用に伴います工事の概要は、資料3ページの4のとおり、主に転圧及び砂利敷き施工でございます。工期は資料8ページのとおり許可日から2か月間でございます。土地利用計画につきましては、資料5ページ、6ページをご参照ください。譲受人は申請地南側隣地に本社工場を建設しており、5月操業予定とのことでございます。それに伴いまして社員等の駐車場の確保が必要となったため今回の転用に至ったものでございます。周囲への防除対策といたしましては、周囲の農地との間は土留め鋼板を設置し土砂等の流出を防止いたします。また、農地と隣接していない場所については単管パイプによる柵を設置いたします。雨水は外に漏れないよう内側に傾斜をつけ敷地内にて浸透処理いたします。

申請地は市街化調整区域・農用地外であり、立地要件は神奈川県で定めております転用許可基準による第2種農地に該当し、転用許可できる農地であります。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表の委員より報告を願います。10番 栗原委員。

○10番（栗原 良晴君）現地を調査した結果について、ご報告申し上げます。本件につきましては、2月17日、第3班、橘川委員、鈴木委員、私栗原、並びに事務局2名の計5人で現地調査を行っております。本日の審議案件につきましては、全て同日同メンバーで現地調査を行いました。それでは3号議案について、ご報告いたします。現地の状況でございますが、農地として特に問題のある状況ではないことを確認しております。適正に管理されていると現地を確認いたしました。従いまして、許可申請事案について、第3班とい

たしまして、許可妥当だと判断しております。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入ってください。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会 会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。ただ今より、申請のありました、XXXXXXXXXX外2筆、地積合計1,369㎡の農地転用に係る農地法第5条の規定による許可申請について、審議をいたすところです。それでは、私から参考人に次の6点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

○参考人（XXXXXX君）XXXXXXXXXXの代理人を務めます、XXXXXXです。よろしくお願ひいたします。質疑内容1番、転用を行う理由と、この地を選定した理由についてですが、まず隣接地に現在の大和本社工場と綾瀬市工場と統合した新工場が昨年12月に建物の完成をいたしました。今年5月上旬に新本社工場が稼働しますが、役員及び従業員等共、通勤が車となりどうしても駐車場が必要なため農地転用を申請いたしました。新工場は綾瀬スマートインターチェンジから、10～15分程に位置しており、今回の駐車場用地はその新工場の隣なので選定をいたしました。2番、土地利用計画及び施設概要についてですが、土地利用は社用車9台と従業員の通勤用の乗用車43台の駐車場で計52台の駐車スペースとなります。出入口が2カ所でそこから5mの車用の通路を設けます。面積は1,369㎡です。3番、転用計画と周辺への防除対策等について申し上げます。1,369㎡の畑を整地して10cmの砂利敷きを転圧して、トラロープ等で駐車区画をいたします。防除対策については、隣接農地側に砂利が飛散しないように高さ43cmの土留鋼板を設置し、鋼板外周には高さ1mの単管パイプ柵を設置して防除及び安全対策を行います。4番、工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について、工程は整地し、砂利敷き後転圧して、区画割と

車路を作る工程です。工期は許可後2か月を予定しております。安全対策については、ガードマンを配置して歩行者と一般車の安全な誘導を第一に行います。5番、隣接耕作者と周辺地域への説明状況についてですが、隣接耕作者には個別に訪問して、説明の上、同意していただきました。又、周辺地域には地区の農業委員様に訪問して計画を提示し計画の説明をいたしました。6番、施設の管理計画について、駐車場の出入口にチェーンを設け、カギをかけますが、隣地が弊社工場となりますので、本社総務課が全ての施設の安全対策と維持管理業務を行う予定でございます。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質問は、以上といたします。それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会 会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございました。申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

（参考人退席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員は私でございますので、補足する事項等を申し上げます。この地域はもう既に連たんしてほとんどの農地が転用されてしまっている状況ですので、本件につきましても、今後の耕作者の見通しが立ってこないとか、事情がありまして、現地そのものは多少雑草がありましたけれども、農地としての管理は一応なされていて特に疑問はないと思います。転用につきましても、周りの状況などを考慮しまして、やむを得ないと思います。私の方からは以上でございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号1番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

次に、議案第4号、農用地利用集積計画決定事案を議題といたしますが、整理番号12番、13番については、申請人である使用借人が同一人でありますので、一括審議をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) それでは、一括して審議いたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局(田中総括副主幹) 総会議案書6ページ、7ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号12番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。使用借人の耕作面積17,224㎡、申請地は[]外1筆、地目畑、地積合計1,288㎡でございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、平成28年、通算3回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、7ページの案内図をご参照願います。使用貸人は180日農業従事をしてございますが、所有する農地の8割強を貸し付けており、引き続き貸付を行いたいとのことでございます。

次に、総会議案書8ページ、9ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号13番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。申請地は[]外2筆、地目畑、地積合計1,288㎡でございます。利用権の種類、設定期間、利用目的、設定初年、都市計画区域等につきましては、整理番号12番と同一です。場所につきましては、9ページの案内図をご参照願います。使用貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行うとのことでございます。一方の使用借人の状況でございますが、法人代表者の年齢は[]歳、耕作面積の17,224㎡は、当市におきまして自作の畑3,270㎡、利用集積による畑10,409㎡、藤沢市におきまして自作の畑3,545㎡で管理する農地に遊休農地はございません。農機具は、耕運機2台、トラクター、防除機等を保有しております。農業従事者は、法人代表者1名、従事日数は360日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君) 事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表の委員より報告をお願いします。10番 栗原委員。

○10番(栗原 良晴君) 整理番号12番は地番[]、それぞれ耕運状態でありました。13番の[]につきましては、耕運状態並びにブロッコリーが作付けされて

おりまして、いずれの場所も適正に管理されておりますので、利用集積の継続に問題はないと判断いたしました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第2地区 内藤 推進委員。

○第2地区（内藤 昭宏君）本日の利用集積計画決定事案、整理番号12番から18番までにつきまして、2月18日午前9時より、事務局に同行いただきまして、全ての案件につきまして現地の調査を行っております。以後は割愛をさせていただきます。整理番号12番につきまして現地の状況ですが、現地は耕運状態、整理番号13番こちらにつきましては一部ブロッコリーの作付けがなされており、不織布による保護がなされておりました。寒さ除け、鳥除けと考察できます。残りは耕運状態でありました。整理番号12番13番、二つの案件どちらも適正に農地として管理がなされておりましたので、推進委員といたしましては、農用地利用集積の決定・継続については妥当であると考えております。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号12番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。続いて、整理番号13番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号14番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書10ページ、11ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号14番でございます。申請人である賃貸人及び賃借人は記載のとおりです。賃借人の耕作面積は73,412.50㎡、申請地は■■■■■■■■■■外3筆、地目畑、地積合計3,468㎡でございます。利用権の種類は賃貸借件、利用権の設定期間は

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は平成28年で、通算3回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、11ページの案内図をご参照願います。賃貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。一方の賃借人の状況でございますが、法人代表者の年齢は ■■■ 歳、耕作面積の 73,412.50 m²は当市におきまして自作の畑 3,864 m²、利用集積による畑 16,844 m²、海老名市に置きまして自作の田 1,777 m²、畑 767 m²、利用集積による田 13,220 m²、畑 17,983.50 m²、厚木市におきまして利用集積による田 11,857 m²、愛川町におきまして自作の田 7,100 m²で管理する農地に遊休農地はございません。申請地の北側隣地 2,477 m²を所有しており、一帯で耕作しております。農機具は、トラクター5台、田植え機、コンバイン等を保有しております。農業従事者は、法人代表者及び従業員2名の計3名、従事日数は360日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表の委員より報告を願います。10番 栗原委員。

○10番（栗原 良晴君）整理番号14番、■■■■■はキャベツが作付けされております。■■■■■、この場所は耕運状態でありました。いずれも適切に維持管理されております。利用集積の継続には問題ないと判断いたしました。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第2地区 内藤 推進委員。

○第2地区（内藤 昭宏君）農地の状況といたしましては、先ほど代表委員の方が述べられた通り、農地として適正に管理されていることを確認しております。又、整理番号14番の計画につきましては、設定初年は28年、今回で3回目です。過去に問題等はないことから農用地利用集積計画の決定・継続は妥当だと判断いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号14番について、賛成の委員の挙手を求めます。

ただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第2地区 内藤推進委員。

○第2地区（内藤 昭宏君）整理番号15につきまして、現地の状況は耕運状態、農地として適正に管理されていることを確認いたしました。又、借人につきましては、綾瀬市園芸協会に属されており、大変熱心に農業経営に取り組まれております。以上のことを考えまして、農用地利用集積計画・決定は妥当であると考えます。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号15番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号16番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書14ページ、15ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号16番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりです。使用借人の耕作面積は4,464.50㎡、申請地は■■■■■外3筆、登記地目田、現況地目畑、地積合計1,784㎡でございます。利用権の種類は使用貸借権、利用件の設定期間は令和4年6月1日から令和7年5月31日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、■■■■■及び■■■■■が令和元年で通算2回目、■■■■■及び■■■■■が平成25年で通算4回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、15ページの案内図をご参照願います。使用貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。一方の使用借人の状況でございますが、年齢は■■歳、耕作面積の4,464.50㎡は自作の畑 2,183㎡、利用集積による畑2281.50㎡で、管理する農地に遊休農地はございません。農機具は、耕運機、トラクター等を保有しております。農業従事者は、本人及び母の計2名で、従事日数は300日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

願います。使用貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。一方の使用借人の状況でございますが、年齢は■歳、耕作面積の10,462㎡は自作の畑1,945㎡、利用集積による畑8,517㎡で、管理する農地に遊休農地はございません。農機具は、耕運機4台、トラクター、バインダー、防除機2台等を保有しております。農業従事者は、本人1名で、従事日数は250日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表の委員より報告を願います。10番 栗原委員。

○10番（栗原 良晴君）整理番号17番でございます。■は大根、ハウレンソウが作付けされておりました。■、■は耕運状態でありました。他の場所も適正に管理されております。従いまして、利用集積の継続には問題ないと判断いたしました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第2地区 内藤 推進委員。

○第2地区（内藤 昭宏君）整理番号17番につきまして、現地の状況といたしましては、先ほどの代表委員のご発言の通りでございます。特に問題はございません。又、使用借人につきましては、直売を中心に大変熱心に農業経営を行っておられる方でございます。以上のことを考えまして、農用地利用集積計画の決定・継続は妥当であるという風に考えます。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号17番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号18番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書 18 ページ、19 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 18 番でございます。申請人である貸貸人及び賃借人は記載のとおりです。賃借人の耕作面積は 7,748 m²、申請地は[REDACTED]外 2 筆、地目畑、地積合計 1,979 m²でございます。利用権の種類は貸貸借権、利用権の設定期間は令和 4 年 3 月 1 日から令和 7 年 2 月 28 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は令和 4 年で、新規でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、19 ページの案内図をご参照願います。貸貸人は農業経営を行っておらず、貸し付けを行いたいとのことでございます。一方の賃借人の状況でございますが、年齢は[REDACTED]歳、耕作面積の 7,748 m²は全て利用集積による畑で、管理する農地に遊休農地はございません。農機具は、耕運機 2 台、トラクター、防除機等を保有しております。農業従事者は、本人 1 名で、従事日数は 300 日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

洋 一古塩 貞夫君) 事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 3 班の代表の委員より報告を願います。10 番 栗原委員。

○10 番 (栗原 良晴君) 整理番号 18 番でございます。いずれの場所につきましても、耕運状態で適正に管理されておりました。併せて賃借人につきましては、先ほど事務局から要件を満たしているという報告がありました。新規ではありますが、利用集積に問題はないと第 3 班として判断いたしました。皆様のご審議よろしく願います。

○議長 (古塩 貞夫君) ありがとうございます。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第 2 地区 内藤 推進委員。

○第 2 地区 (内藤 昭宏君) 整理番号 18 番につきまして、現地の状況はどちらも耕運状態・適正に農地として管理されておりました。また賃借人につきましては、新規就農者、まだ日が浅いということですが、昨年から今年にかけて[REDACTED]の下部組織であります、[REDACTED]などに属され、大変熱心に農業経営をスタートされております。以上のことを考えまして、農用地利用集積計画の決定については妥当であると考えております。以上です。

○議長 (古塩 貞夫君) ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号18番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、議案第5号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号1番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局(田中総括副主幹) 総会議案書 20ページから23ページをご覧ください。議案第5号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号1番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は■■■■■■■■■■外11筆、地目畑、地積合計9,651㎡でございます。内容といたしまして、租税特別措置法第70条の6、第1項の規定の適用を受けている農地に係る、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、平成31年2月28日から令和4年2月28日まででございます。相続開始年月日は、平成15年5月19日で、今回が6回目の証明願いでございます。申請地は■■■■■■■■■■の6筆が市街化区域、その他6筆は市街化調整区域でございます。なお、市街化区域の6筆につきましては平成4年11月13日付で生産緑地に指定されてございます。場所につきましては、案内図の21ページから23ページの案内図をご参照願います。申請人は、年齢は■■歳、農機具は、耕運機、トラクター等を保有しております。農業従事者は、本人及び妻、子2人の計4名、従事日数は200日です。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君) 事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表の委員より報告を願います。10番 栗原委員。

○10番(栗原 良晴君) 結論から申しますと、全ての地において適切に農地が管理されておりました。具体的に申し上げます。地図でいきますと21ページの■■■■、■■■■、ここには栗の木が植えられておりました。22ページのここも同様に4筆、苗木の状態ですが、綺麗に植えられておりました。23ページになりますと、左下の方の■■■■は、耕運状態ではありますが、キャベツ、ネギ等が植えられておりました。■■■■には柿の木、■■■■は耕運状態ではありますが一部にブロッコリー、白菜が作付けされていまして、いずれの場所も、農地として適正に管理されていることを確認しました。従いまして、要件を引き続

き証明することは問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。8番 比留川晴雄委員。

○8番（比留川 晴雄君）本件につきまして地元委員として発言いたします。2月17日に第3班の一員として現地の確認を行っております。現地は第3班の代表の方が報告されました通り、多くの作物が作付けされているように思えます。農地として適正に維持管理されていると認められましたので、地元委員としまして、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に、問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号1番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願い出のとおり、証明することに決定されました。

次に、同じく、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号2番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書24ページ、25ページをご覧ください。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号2番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は[REDACTED]外6筆、地目畑、地積合計4,286㎡でございます。内容といたしまして、租税特別措置法第70条の6、第1項の規定の適用を受けている農地に係る、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、平成31年1月26日から令和4年2月28日まででございます。相続開始年月日は、平成18年5月2日で、今回が5回目の証明願いでございます。申請地は市街化区域でございまして、平成4年11月13日付で生産緑地に指定されてございます。場所につきましては、25ページの案内図をご参照願います。申請人は、年齢は[REDACTED]歳、農機具は、耕運機2台、トラクター2台、田植え機、防除機等を保有しております。農業従事者は、本人1名、従事日数は250日です。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表の委員より報告をお願いします。10番 栗原委員。

○10番（栗原 良晴君）先ほどの案件と同様、非常に広範な土地でございますが、全般的に全ての土地において適正に管理されておりました。耕作されている物の大きな物、代表的に申し上げます。■■■■、■■■■、ここには綺麗に栗が植えられておりました。■■■■、この辺にはぶどう棚があり、ぶどうが綺麗に植えられておりました。その他の土地もきちんと耕運され、一部に大根や白菜などが作付けされておりました。あわせてちょっと離れた■■■■ですが、ここにはネギが作付けされ、果樹が綺麗に植え付けされていましたが、何が植えられていたかはわかりませんでした。いずれの場所も適正に管理されておりますので、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に、問題はないと判断いたしました。皆さんのご審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。8番 比留川晴雄委員。

○8番（比留川 晴雄君）本件につきまして地元委員として発言いたします。2月17日に現地の確認を行っております。現地は今、第3班の代表の方からの報告がありました通り、栗、ぶどうというような物が中心に作付けされておりました。農地として維持管理されていると認められましたので、地元委員としましては引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に、問題はないと判断いたしました。皆さんのご審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号2番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願い出のとおり、証明することに決定されました。

次に、同じく、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号3番についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書 26ページ、27ページをご覧ください。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号3番でございます。申請人は記載のと

おりでございます。申請地は[]外2筆、地目畑、地積合計2,279㎡でございます。内容といたしまして、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、平成31年3月27日から令和4年2月28日まででございます。相続開始年月日は、平成21年6月14日で、今回が4回目の証明願いでございます。申請地は市街化調整区域、農用地です。場所につきましては、27ページの案内図をご参照願います。申請人は、年齢は[]歳、農機具は、耕運機、トラクター2台等を保有しております。農業従事者は、本人1名で、従事日数は250日です。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表の委員より報告を願います。10番 栗原委員。

○10番（栗原 良晴君）現地にはサルスベリの木が植えられておりまして、的確に刈られて農地として適切に管理されておりました。従いまして、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に、問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。1番 森山委員。

○1番（森山 謙治君）本件につきまして地元委員として発言いたします。2月12日私も現地調査を行いました。現地は今、栗原委員から報告がありました通り、サルスベリが整然と植えられきちんと管理されておりました。地元委員としては農地として適正に管理されており、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に、問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号3番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願出のとおり、証明することに決定されました。

次に、報告第2号、専決処分等についてを議題といたします。事務局長より報告を願いま

す。

○事務局長（岩見事務局長） それでは、議案書の 28 ページをご覧ください。専決処分等について、1 の「転用届出に係る事務処理」でございます。本件につきまして、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出が 1 件ございました。綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第 8 条第 1 項第 1 号により、事務局長において専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定によりご報告いたします。次に 29 ページをご覧ください。2 の「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出」でございます。本件につきまして、1 件の届け出がございましたのでご報告いたします。この届出は、相続により農地の権利を取得した場合、「その農地のある農業委員会にその旨を届け出なければならない。」と農地法に規定されており、その届出があったものでございます。次に 30 ページをご覧ください。3 の「農地法適用除外処分」でございます。本件につきまして、1 件の協議がございましたのでご報告いたします。これは、認定電気通信事業者が空中線系等の施設を設置する場合に、農地を農地以外に使用する際は、農地法の規定により、農地転用の許可が不要となるもので、その協議があったものございます。それでは、1 から 3 までの詳細につきまして、次長から説明させますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○事務局次長（早川次長） 恐れ入りますが、議案書の 28 ページをご覧ください。農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出、整理番号 2 番でございます。転用の内容は、住宅敷地、地積 124 m²でございます。専決処分に付した日付けは、記載のとおりでございます。次に 29 ページの農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出、整理番号 1 番でございます。届出人、届出地及び被相続人は記載のとおりです。下段の取得した権利の種類及び内容は所有権、権利を取得した日は令和 3 年 6 月 14 日、事由は相続、あつせん希望はございません。次に 30 ページをご覧ください。農地法適用除外処分、整理番号 1 番でございます。賃貸人、借借人、届出地は記載のとおりです。地積は、99 m²の内 2.25 m²、転用目的は、移動通信用基地局の新設、適用除外条項は、法第 5 条第 1 項第 8 号及び施行規則第 53 条第 1 項第 14 号、その他といたしまして、賃貸借権の設定でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君） 事務局長・次長の報告が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君） 意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君） 意見なしと認めます。これをもちまして、報告第 2 号、専決処分等

○議長（古塩 貞夫君）意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これをもちまして、報告第2号、専決処分等についてを終わります。以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。これをもちまして、第20回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦労様でした。

10時38分 閉会

綾瀬市農業委員会会議規則第19条第1項の規定によりここに署名する

綾瀬市農業委員会議長

古塩 貞夫



綾瀬市農業委員会委員

山崎 弘子



綾瀬市農業委員会委員

多田 平雄



